平成３０年（フ）第４８号
群馬県太田市下小林町75番地３
債務者　小林　俊彦
1　決定年月日時　平成30年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
前橋地方裁判所太田支部
平成３０年（フ）第１８７号
千葉県八千代市ゆりのき台３丁目４番地　エルプレシア709号
債務者　大塚　和紀
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成３０年（フ）第１８８号
千葉県八千代市ゆりのき台３丁目４番地　エルプレシア709号
債務者　大塚　恵子
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成３０年（フ）第２１７号
千葉県習志野市東習志野５丁目11番６号
債務者　佐藤　夏美
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成３０年（フ）第２２３号
千葉県市川市湊新田１丁目１番３－402号（ニューグランベール）
債務者　三角　信彦
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成３０年（フ）第２２５号
千葉県市原市市原177番地15
債務者　伊藤美智子
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成３０年（フ）第２２８号
千葉市稲毛区天台４丁目４番７号
債務者　徳永　雪枝
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成３０年（フ）第２３９号
千葉県船橋市田喜野井４丁目29番10棟502号
債務者　松藤　　武
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成３０年（フ）第２４１号
千葉市花見川区花園２丁目２番15号　ヴァン新検見川602号
債務者　花島　美子
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成３０年（フ）第２５１号
千葉県船橋市飯山満町２丁目685番地３　有料老人ホームはさま
債務者　阿部　　守
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成３０年（フ）第２７４号
千葉県市原市五井4722番地７　東陽ビル303号室
債務者　國枝　文栄（旧姓小西）
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成３０年（フ）第２８０号
千葉県市川市大野町３丁目1704番地　（テラス手塚Ａ－１号）
債務者　横山　美絵
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成３０年（フ）第２９６号
千葉県習志野市東習志野４丁目10番31号
債務者　二瓶　松夫
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成３０年（フ）第２９９号
千葉市若葉区西都賀４丁目16番２号　第１プランタン都賀301号
債務者　片岡　信雄
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成３０年（フ）第３０１号
千葉県八千代市八千代台北４丁目１番地15　サンノーブル１番館105号
債務者　宇野　千晶
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成３０年（フ）第３１３号
千葉市若葉区若松町951番地20　パティオス若葉310号
債務者　菅井淳一郎
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成３０年（フ）第３１５号
千葉市緑区おゆみ野中央４丁目28番地７　オーナーズヒルＭＴ－Ｂ棟201号
債務者　三好多津子こと　金　多津子
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係